

上山市水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

上山市水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

上山市水道事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携事業の導入可能性について詳細に検討することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「上山市水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

(5) 提案上限額

22,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

・価格提案書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(6) 履行場所

上山市水道事業給水区域内

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

2 参加資格

本企画提案へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 上山市入札参加資格者名簿に登録されている者、又は契約締結日までに、当市の承認を得て登録が可能であること。

(3) 参加申込書の提出時点において、上山市建設工事等の競争入札における指名停止措置基準による指名停止を受けていないこと。

(4) 市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 平成27年4月1日から本公告の日までに、次のいずれかの業務を元請により契約履行実績を有していること。

- ① 国又は地方公共団体(国内に限る)が発注した水道事業又は下水道事業に関する PPP/PFI 事業に関する導入可能性調査支援業務又はアドバイザー業務
- ② 国又は地方公共団体(国内に限る)が発注した水道事業又は下水道事業の PPP/PFI 事業に関する調査研究業務
- ③ 国又は地方公共団体(国内に限る)が発注したインフラ事業に関する調査研究業務

3 スケジュール

内容	期日
参加事業者募集開始	令和7年7月9日(水)市HPにて
参加表明書等提出期限	令和7年7月17日(木)
参加資格要件確認結果通知	令和7年7月25日(金)電子メール及び書面通知
質問書提出期限	令和7年7月31日(木)
質問回答	令和7年8月5日(火)市HPにて公表
企画提案書等提出期限	令和7年8月12日(火)郵送又は持参※期限日必着
企画提案書に係るプレゼンテーションの実施	令和7年8月21日(木)(予定)
審査結果発表(優先交渉権者決定)	令和7年8月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

4 担当部署

上山市上下水道課

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

電話：023-672-1111 (内線179)

F A X：023-672-1112 (代表)

電子メール：suidou@city.kaminoyama.yamagata.jp

5 参加表明書等の提出

本業務に係る企画提案へ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式自由、ただしA4版とする)
- ③ 業務実績の確認書類(※1)

(※1) 業務実績の確認書類は、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書を含む)、TECRIS(業務カルテ)の写しなど、業務の実績内容がわかる書類を提出すること。また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印(マーカー等)を付けること。

(参加資格要件を満たす契約履行実績1件分を提出。)

- ④ 本業務に配置予定の技術者等の経歴等(様式第2-1号～2-3号)(※2)

(※2) 別紙仕様書の「3. 技術者等の配置要件(5)」について、有資格者であることがわかる書類の写しを④に添付すること。

(2) 提出部数

参加表明書は代表者印押印のもの1部、他は押印不要で各1部

(3) 提出期限

令和7年7月17日(木)午後4時必着

(4) 提出場所

上記「4 担当部署」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は提出期限内必着とする。また上記「4 担当部署」のメールアドレスに提出する旨を通知すること。

(6) 参加資格の審査

参加資格については、提出書類に基づき審査の上、「上山市上水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務に係る参加資格審査結果通知書」で通知する。

6 質問書の提出及び回答

本実施要領等の内容について質問がある場合、次により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木）午後4時まで

(3) 提出場所

上記「4 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メールにより提出。件名を「企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。また、提出後、電話で「4 担当部署」に電子メール到着確認を行うこと。なお質問は、参加表明書等が提出されていることを前提条件とする。

(5) 回答方法

令和7年8月5日（火）に市ホームページにて公表する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書等の作成

企画提案書及び価格提案書は、別紙仕様書に示す内容を満たすために具体的な提案がわかるように作成すること。

(1) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、以下の点に留意のうえ作成すること。

- ① A4版縦置き横書き、両面印刷とすること。カラー、白黒は問わない。
- ② 表紙、目次、本編で構成し、頁番号を付すこと（8頁以内（表紙・目次を含まない）とする）。
- ③ 「企画提案書（様式第4号）」を表紙とすること。
- ④ 企画提案書は、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いて記述すること。（文字フォントについては、図表や注釈等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする）。
- ⑤ 企画提案書の記載内容は、別紙「上山市上水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務評価基準」の評価項目（「考え方」、「実施方法」）について、評価内容に留意し作成すること。
- ⑥ 工程表（様式自由、ただしA4版縦置き横書きとする。なお、本編には含めない。）
- ⑦ 別紙仕様書の「4. 業務内容（1）～（5）」の章立てに沿って作成すること。

(2) 価格提案書

「価格提案書（様式第5号）」に提案金額を記載すること。また、「内訳明細書（様式第5号 別添）」を添付すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格を得たプロポーザル参加者は、次のとおり企画提案書及び価格提案書を提出すること。

- (1) 提出部数
 - ① 企画提案書 正本1部、副本10部（コピー可）及び電子データ一式（PDF ファイル）
 - ② 価格提案書 1部
- (2) 提出期限 令和7年8月12日(火) 午後4時必着
- (3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。電子データについてはCD-R にデータを格納し、提出すること。郵送の場合は提出期限内必着とする。

※5～8必要書類の各様式については、市ホームページから入手すること。

9 審査方法

参加表明書等、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について「上山市水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

(1) 審査概要

企画提案書等の内容について、プレゼンテーションでの評価を行う。

① 日時及び場所

令和7年8月21日（木）（予定） 上山市役所内 ※場所及び時間は、別途案内する。

② 実施時間

提案説明は、各参加者20分以内とする。その後質疑応答を20分程度行う。

③ 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している3人までとする。

④ プレゼンテーションにあたり、プロジェクター等の電子機器を使用することは可能とするが、電源、プロジェクター及びスクリーン以外の必要な機器は、参加者が用意すること。

(2) 評価及び審査について

審査委員会において、別表「評価基準表」の評価項目について配点のとおり評価を行い、選定を行う。

(3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

審査結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、評価項目「考え方」の「実現性」の合計点数が高い者を優先交渉権者とする。ただし、審査基準の配点合計の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は優先交渉権者、次点交渉権者とならない。

(4) 受注者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議の上、当市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に書面にて通知する。なお、契約締結後に審査結果の概要を上山市ホームページに掲載する。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (4) 必ずしも企画提案書の内容で契約を保証するものではない。
- (5) 企画提案に関する提出期限後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ① 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
 - ② 企画提案者の記名及び押印を欠く場合
 - ③ 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
 - ④ 価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
 - ① 企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
 - ② その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
 - ③ 審査委員関係者と不正な接触等を行った場合